

## 日経テレコン リスク＆コンプライアンス利用規約（スクリーニング・モニタリングプラン）

日経テレコン リスク＆コンプライアンス利用規約（スクリーニング・モニタリングプラン）は、株式会社日本経済新聞社（以下「日経」といいます）が法人・団体向けに提供する日経テレコン リスク＆コンプライアンスをご利用いただく際の利用条件および権利義務関係を定めるものです。

### 第1条（定義）

本規約における用語の定義は以下のとおりとします。

	用語	用語の意味
1	本サービス	日経テレコン リスク＆コンプライアンス（スクリーニング・モニタリングプラン）をいいます。
2	本サービス利用契約	日経と顧客との間で締結する本サービス利用契約をいいます。
3	申込書	顧客が日経に提出する本サービスの利用申込書をいいます。
4	顧客	日経との間で本サービス利用契約を締結し、本サービスを利用する法人および団体等をいいます。
5	管理者	顧客において本サービスの利用に関する管理業務を担当する個人をいいます。日経IDを取得して頂く必要があります。
6	ユーザー	顧客において本サービスを利用する個人をいいます。
7	利用期間	日経が顧客に対して本サービスの利用を許諾する期間をい、詳細は第8条に定めます。
8	ライセンス	本サービスを利用するためのアカウントをいいます。
9	ライセンス管理画面	顧客において、契約条件の確認およびユーザーの設定・変更等を行うための管理画面をいいます。
10	コンテンツ等	本サービスに掲載される、もしくは本サービスにより配信される、コンテンツ、データベース等の情報またはデータの集合体をいいます。
11	スクリーニング	顧客が本サービスを利用して自らの取引先企業等の情報をコンテンツ等と照合することをいいます。
12	スクリーニング件数	顧客が利用期間中にスクリーニングを行うことができる会社名・個人名等の上限数をい、申込書に記載します。利用期間内における同一の取引先企業等のスクリーニングは、まとめて1件と数えます。

13	利用料金	申込書に記載された本サービスの利用料金をいい、日経がスクリーニング件数等に応じて定めます。
14	トライアル利用	本サービスの無償試用をいいます。
15	知的財産権	著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権とその他の知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）をいいます。
16	代理店	日経が本サービスの販売業務、利用料金回収業務および顧客サポート業務を委託している事業者をいいます。
17	日経 ID	日経が提供する各種サービスを利用するための ID です。本サービスを利用する場合に必要となります。

## 第 2 条（本規約の適用）

1. 本規約は、本サービス（トライアル利用を含む）を利用するすべての顧客に適用されます。
2. 本規約と申込書との間に相違がある場合、申込書の記載が優先します。
3. 顧客はユーザーに本規約の内容を遵守させなければなりません。

## 第 3 条（本サービスの申し込み）

1. 顧客は、本規約に同意の上、所定の申込書を日経に提出する方法により、本サービスの利用を申し込むものとします。
2. 日経は、日経の基準に従い、顧客の利用申し込みを承諾するか否かを判断し、その諾否を顧客に通知（電子メールを含む）します。日経が承諾の通知を発信した時点で本サービス利用契約が成立します。
3. 日経が利用申し込みを承諾しなかった場合、その判断の理由について一切顧客に開示しません。また、顧客は判断の結果に対して異議を述べることはできません。

## 第 4 条（利用許諾）

1. 日経は、顧客に対し、本サービス利用契約に定める条件で本サービスを利用する非独占的かつ譲渡不能の権利を付与します。顧客は、取引先等のコンプライアンスチェックの目的で、本サービスを利用します。

## 第 5 条（トライアル利用）

1. 顧客は、所定の申込書を日経に提出する方法により、本サービスのトライアル利用ができます。
2. トライアルで利用可能な本サービスの範囲・条件は、本規約に定めるほか、申込書に記載します。

## 第 6 条（管理者）

1. 管理者は、ライセンス管理画面において次の設定を行うことができます。
  - (1) ライセンスを使用するユーザーの設定・変更
  - (2) プランおよび利用料金の確認

- 顧客は、管理者の行為に一切の責任を負うものとします。日経は、管理者による一切の行為を、管理者自身によるものであるか否かを問わず、顧客による行為とみなします。

#### 第7条（ライセンス等の管理）

- 顧客は、本サービスのライセンスおよびパスワード（以下「ライセンス等」といいます）を厳重に管理し、ライセンス等の利用について一切の責任を負うものとします。
- 顧客のライセンス等に基づく本サービスおよびライセンス管理画面の利用について、日経は、顧客自身によるものであるか否かを問わず、顧客の行為とみなします。
- 顧客は、ライセンス等の不正利用のおそれを発見した場合、直ちに日経に連絡しなければなりません。

#### 第8条（利用期間）

- 利用期間は、申込書記載の利用開始日から1年間を経過した日の属する月の前月末日とします。顧客は、利用期間満了後に引き続き本サービスの利用を希望する場合、日経に申込書を提出し本サービス利用契約を改めて締結するものとします。
- 日経は、利用期間中であっても、3カ月前に顧客に通知する方法により、本サービス利用契約を解約することができます。
- 顧客が利用期間中に申込書記載のスクリーニング件数を超過してスクリーニングの継続を希望する場合、日経は、超過のスクリーニングを暫定的に認める場合があります。この場合、顧客は、以後1年間分のスクリーニング件数を記載した新たな申込書を日経に速やかに提出し本サービス利用契約を改めて締結するものとします。

#### 第9条（利用料金）

- 本サービスの各プランの利用料金は、申込書記載のとおりです。利用料金の日割り計算、および、スクリーニング件数が申込書記載の上限に達しなかったことを理由とする減額は行いません。
- 支払方法は、申込書に定めます。なお、振込手数料は顧客負担とします。
- 利用料金は、実際のサービス利用の有無にかかわらず発生します。
- 顧客は、利用料金の支払いを遅延した場合、当該遅延金額に対して年14.6%の割合による遅延損害金を日経に支払うものとします。

#### 第10条（本サービスの中止）

- 日経は、次に定める場合、顧客に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を中断することができるものとします。
  - 本サービスにかかる設備の保守または点検によりやむを得ない場合
  - 本サービスにかかる設備にやむを得ない障害等が発生した場合
  - 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより本サービスの提供が困難となった場合
  - 戦争、暴動、労働争議、天災地変（地震、噴火、洪水、津波等）、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供ができなくなった場合
  - その他、日経が本サービスの運営上、本サービスの中止が必要と判断した場合
- 前項に基づく本サービスの中止があった場合も、顧客は、利用料金の支払義務を免れるものではありません。また、前項に基づく本サービスの中止により顧客が損害を被った場合でも、日経は一切の責任を負いません。

## 第 11 条（代理店）

- 顧客は、次に定める本サービスにかかる業務を日経に代わって代理店が行う場合があることを予め承諾するものとします。
  - 本サービスおよびトライアル利用の受付およびこれらに類する業務
  - ユーザーの設定・変更その他本サービス利用契約の変更に関する業務
  - 利用料金の請求およびこれに関する業務
  - その他、日経が指定した業務
- 顧客が代理店経由で本サービスに関する手続きを行う場合、当該手続きは書面をもって行うものとします。ただし、日経が別途方法を指定した場合はこの限りではありません。

## 第 12 条（知的財産権）

- 本サービスにおける著作権およびその他の知的財産権は、日経または本サービスにコンテンツ等を提供している提携先を含む正当な権利を有する第三者に帰属します。
- 顧客は、コンテンツ等を紙媒体に出力した印刷物、および、本サービスに備えつけられた機能を使ってダウンロードしたデータを、顧客内限りで保管することができます。けれども、それ以外の方法および態様でコンテンツ等をダウンロード、複製、転載、送信、頒布、開示、翻案、利用許諾、その他の利用をする場合、事前に日経から書面による承諾を得る必要があります。特に、本サービスから取得した新聞記事などのコンテンツ等を、顧客内で配布する資料に掲載する場合も、日経の承諾が必要となりますのでご注意ください。
- 顧客が本条に違反した場合、日経が、顧客による当該違反行為を差し止める権利、および、当該違反行為によって顧客が得た利益相当額を日経が請求することができる権利をそれぞれ有することを、顧客はあらかじめ承します。
- 顧客は、本サービス利用契約終了後も本サービスから出力した印刷物およびデータを、本条記載の条件にしたがって引き続き保管することができます。ただし、終了原因が顧客の本規約違反行為に基づく解除の場合、日経はすべての印刷物およびデータの削除・廃棄を求めるすることができます。
- トライアル利用の場合、顧客はトライアル終了後ただちにすべてのレポートおよびデータを削除・廃棄しなければなりません。ただし、顧客がトライアル終了と同時に本サービスの利用申し込みをする場合は、この限りではありません。

## 第 13 条（禁止事項）

- 顧客は、本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。
  - 有償・無償を問わず、形態・方法を問わず、コンテンツ等を第三者に提供する行為
  - コンテンツ等を生成AI等（人工知能、RPA、ロボット、プログラム、ソフトウェア等を含むがこれに限らない）に入力したり学習させたり解析・加工させたりする行為
  - 日経もしくは他者の権利を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
  - 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
  - 営業活動、営利を目的とした利用またはその準備行為
  - 詐欺等の犯罪に結びつく行為または犯罪行為に関連する行為
  - 他者の設備または本サービス用設備（日経が本サービスを提供するために用意する通信設備、通信回線、電子計算機、その他の機器およびソフトウェア）の利用もしくは運営に支障を与える行為
  - 法令、本規約もしくは公序良俗に違反する行為
  - 本サービスの運営を妨害する行為

- (10) 日経の信用を毀損し、もしくは日経の財産を侵害する行為または他者もしくは日経に不利益を与える行為
- (11) 本サービスの不具合や障害を不正な目的で利用し、またはそれを他者へ伝達する行為
- (12) その他、日経が不適当と判断する行為

#### 第14条（守秘義務）

1. 日経および顧客は、本サービスの利用を通じて知り得た相手方の秘密情報を、方法の如何を問わず、第三者に開示・漏えいしてはなりません。
2. 日経は、障害復旧作業および顧客の依頼に基づく確認作業を行うときなど、やむを得ない事情がある場合を除き、顧客が本サービスに登録したキーワード等の情報を閲覧いたしません。上記事情により同情報を閲覧する場合であっても閲覧する者は作業上必要最低限の範囲にとどめ、同情報が不要となったときはただちに複製物等を削除します。
3. 日経は、本サービスにコンテンツ等を提供している提携先との間で締結した契約に基づき、顧客の名称、所在地、所属部署名および利用状況等の情報を当該提携先に対し開示することができます。
4. 本条に定める守秘義務は、本サービス利用契約終了後も3年間有効に存続するものとします。

#### 第15条（個人情報）

1. 日経は、顧客より受領した個人情報について、別途定めるプライバシーポリシー (<http://www.nikkei.co.jp/digitalmedia/privacy.html>)に従い適切に取り扱うものとします。
2. 顧客は本サービスを利用することにより得た個人情報について、プライバシーの尊重と個人情報の保護に十分留意し、適切な方法で利用し、管理しなければなりません。

#### 第16条（反社会的勢力の排除）

1. 日経および顧客は、自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます）に該当せず、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとします。
  - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便益を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 日経および顧客は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを保証します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 日経および顧客は、相手方が、反社会的勢力もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・保証に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何らの催告を要せず、本サービス利用契約を解除することができるものとします。
4. 前項の規定の適用により本サービス利用契約を解除した当事者に損害が生じたとき、解除した当事者は、解除された当事者に対して損害賠償請求でき、解除の結果により解除された当事者に損害が生じたとしても、一切賠償しません。

第17条（解除等）

1. 日経は、顧客が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、顧客への事前の通知もしくは催告を要することなく本サービスの利用を一時停止または本サービス利用契約を解除することができます。
  - (1) 本規約に違反した場合
  - (2) 登録情報について不正な利用または虚偽の申告を行った場合
  - (3) 利用料金などの支払債務の履行を遅滞し、または支払いを拒否した場合
  - (4) 顧客が破産手続き開始、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始等の申し立てを受けもしくは申し立てをした場合、顧客について清算手続きが開始された場合、顧客について仮差押、差押もしくは競売の申請があった場合、顧客が租税公課を滞納して保全差押を受けた場合または顧客が手形不渡りを出した場合、その他これに準ずる場合
  - (5) その他、合理的な事由により本サービスの顧客として不適切と日経が判断した場合
2. 日経による顧客に対する利用停止措置および本サービス利用契約の解除に関する質問・苦情は一切受け付けません。
3. 本サービス利用契約が解除された場合、顧客は期限の利益を喪失し、当該時点で発生している日経に対する債務の一切を一括して履行しなければなりません。
4. 顧客が第13条（禁止事項）に違反し、または本条第1項各号のいずれかに該当することにより、日経または代理店が損害を被った場合、本サービス利用契約の解除の有無にかかわらず、顧客は当該損害を賠償しなければなりません。
5. 日経が本サービス利用契約を解除したことにより顧客に損害が発生したとしても、日経は一切責任を負いません。

第18条（譲渡禁止）

1. 日経および顧客は、本規約に基づく権利、義務の全部または一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、または担保に供してはなりません。

第19条（免責）

1. 日経の責任

日経の顧客に対する責任は、顧客が支障なく本サービスを利用できるよう善良なる管理者の注意をもって本サービスを運営することに限ります。日経は、日経に故意または重大な過失がある場合を除き、いかなる責任も負わず、また、損害賠償義務も一切負いません。

2. 顧客の責任

以下の各号に定める事項については顧客が責任を負い、日経は一切責任を負いません。

- (1) 顧客が適切な利用を逸脱したことにより顧客自身に生じた社会的、精神的、身体的な損害

- (2) 顧客のライセンス等を利用して本サービス上でなされた一切の行為およびその結果（当該行為を顧客自身が行ったか否かを問いません）、および顧客のライセンス等が他者に使用されることによって顧客または第三者が被る損害（当該顧客の故意過失の有無にかかわりません）
  - (3) 顧客が本サービスの利用および本サービスを利用して行ったすべての行為ならびにその結果
  - (4) 顧客の入力情報、登録情報などの内容に不備があった場合、その不備が原因で顧客に発生した不利益
3. 本サービスの非保証
- 本サービスは日経が顧客に対して本サービスを提供する時点において日経にとって提供可能な内容のものとし、顧客は、日経が本サービスについて瑕疵のないものであることを保証するものではないことをあらかじめ了承するものとします。したがって、日経は、顧客が本サービスを利用することにより得た情報など（コンピュータープログラムも含みます）について、その完全性、正確性、適用性、有用性などに関して、いかなる責任も負いません。
4. 本サービスにより得た情報の利用について
- 顧客は、コンテンツ等により得た情報を、顧客ご自身の判断と責任において利用するものとします。日経および提携先は、本サービスを通じて提供されている情報の正確性、有用性等については一切責任を負うものではありません。また、それらの情報を利用（使用）、信頼（信用）してなされた投資等の結果についても一切責任を負うものではなく、当該情報などに基づいて被ったとされるいかなる損害についても日経および提携先は一切責任を負いません。

## 第 20 条（本規約等の変更）

1. 日経は、顧客の承諾を得ることなく、本規約の各条項を追加、変更または削除することができるものとします。ただし、当該変更が、本サービス利用契約の目的、変更の必要性、変更内容の相当性等諸般の事情に照らして合理的なものである場合に限ります。
2. 本規約の変更の内容が利用料金額である場合、原則として、当該変更は次回の利用期間更新時から適用されます。
3. 日経は、本規約等を変更する場合、変更後の内容および効力発生時期を顧客に対して事前に通知します。ただし、本規約等の変更が顧客に不利益を与えるものではない場合は事前の通知は不要とします。

## 第 21 条（管轄）

1. 日経と顧客との間で、本規約に基づくまたはこれに関連する訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。本規約に関する準拠法は、日本法とします。

以上

(2021年10月31日制定)  
(2023年4月10日改定)  
(2023年6月12日改定)  
(2023年7月1日改定)  
(2023年9月1日改定)

## ダウ・ジョーンズ リスク＆コンプライアンスに関する追加条項

日経 リスク＆コンプライアンスにおいてダウ・ジョーンズ リスク＆コンプライアンスのデータを利用するにあたっては、ダウ・ジョーンズが定める以下の条項の遵守が条件となります。なお、同条項は英文が効力を有する原文であり、付随する日本語は顧客の参照のみを目的とした参考訳です。

### 1. Definitions

#### 定義

**“Applicable Data Protection Law”** means, in so far as applicable to the supply of Services pursuant to this Agreement, all laws and regulations governing the protection of individuals with regard to the processing of Personal Data (including without limitation, security requirements for and the free movement of such Personal Data), including, but not limited to: (a) the General Data Protection Regulation (EU) No. 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data (“**GDPR**”) and any national law implementing or supplementing the GDPR; and (b) in the event that the UK withdraws from the European Union, any UK laws or regulations replacing, succeeding or re-enacting the GDPR;

「**適用あるデータ保護法**」とは、本契約に基づく当該サービスの供給に適用される限りにおいて、当該個人データの処理（かかる個人データのための安全要件およびその自由な移転を含みますが、これに限定されません）に関する個人の保護を支配するすべての法律および規制を意味し、以下の各号を含みますが、これに限定されません。(a) 個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転に関する 2016 年 4 月 27 日欧州議会及び欧州理事会一般データ保護規則 (EU) 2016/679 (以下、「**GDPR**」とする) ならびに GDPR を実施もしくは補足するあらゆる国法、ならびに (b) イギリスが欧州連合から脱退する場合、**GDPR** の代替もしくは後継となる、またはそれを再発効させるイギリスのあらゆる法律もしくは規則

**“Criminal Data”** means Personal Data relating to criminal convictions and offences or related security measures, including relating to the alleged commission of offences by a Data Subject or proceedings for an offence committed or alleged to have been committed by the Data Subject or the disposal of such proceedings, including sentencing;

「**犯罪データ**」とは、刑事上の有罪判決および犯罪または関連する安全対策に関する個人データを意味し、データ対象者による犯行と主張される犯罪に関するものまたはデータ対象者による犯罪もしくはそれと主張される犯罪の裁判またはかかる裁判の判決を含めた結論に関するものが含まれます。

**“Controller”** means in relation to personal data any person who (either alone or jointly) determines the purposes for which any Personal Data are, or are to be processed;

個人データに関する「**データ管理者**」とは、個人データを処理する、または処理することになる目的を（単独または共同で）決定するあらゆる者を意味します。

**“Data Security Breach”** means the unauthorized acquisition, access, use or disclosure of Risk & Compliance Data that compromises the security or privacy of such data to the extent the compromise poses a significant risk of financial, reputational, or other harm to the individual, consistent with Applicable Data Protection Law. A Data Security Breach is deemed not to have occurred where there has been an unintentional acquisition, access or use of unencrypted Risk & Compliance Data by an employee of Dow Jones or Subscriber or an individual acting under their respective authority, if the acquisition, access, or use of Risk & Compliance Data was made in good faith and within the course and scope of the employment or professional relationship of such employee or other individual; and the Risk & Compliance Data are not further acquired, accessed, used or disclosed by any person;

「**データのセキュリティ侵害**」とは、リスク＆コンプライアンスデータを無許可で取得、使用もしくは開示する、またはそれにアクセスして当該データの安全またはプライバシーを損なう行為を意味し、その侵害により、経済的被害、風評被害その他の危害の重大なリスクを適用あるデータ保護法と一致する形でその個人に負わせる範囲のものを指します。データのセキュリティ侵害が発生しなかったと見なされるのは、ダウ・ジョーンズの従業員、サブスクリiberまたはその各権限で行動する個人が、暗号化されていないリスク＆コンプライアンスデータを意図せず取得もしくは使用した、またはそれにアクセスした場合で、そのリスク＆コンプライアンスデータの取得、使用またはそれへのアクセスが善意により、当該従業員その他の個人の職務上の過程および対象範囲内で行われ、さらにそのリスク＆コンプライアンスデータが、その後誰にも取得、使用もしくは開示またはアクセスされない場合です。

**“Data Subject”** means an individual who is the subject of Risk & Compliance Data;

「**データ対象者**」とは、リスク＆コンプライアンスデータの対象である個人を意味します。

**“Dow Jones Substantive Database”** the substantive database containing Risk & Compliance Data operated, maintained and improved by Dow Jones for purposes of delivering the Services;

「**ダウ・ジョーンズ実体データベース**」とは、リスク＆コンプライアンスデータを搭載した実体データベースを意味し、ダウ・ジョーンズが当該サービスの提供を目的として運用、維持管理および改良するものを指します。

**“EEA”** means the European Economic Area, consisting of all Member States of the European Union, plus Norway, Iceland and Liechtenstein, and for purposes of this Agreement shall also include Switzerland;

「**EEA**」とは、欧州連合の全加盟国に加えて、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインから構成される欧州経済領域を意味し、本契約の目的上はスイスも含むものとします。

**“Personal Data”** means any information relating to an identified or identifiable individual;

「個人データ」とは、身元を特定された、または身元を特定可能な個人に関するあらゆる情報を意味します。

**“Process,” “Processing,” or “Processed”** means any operation or set of operations that is or may be performed upon personal data in relation to or as a result of this Agreement, whether or not by automatic means, including, but not limited to, collection, recording, organization, storage, access, transmission, adaptation, alteration, retrieval, consultation, use, disclosure, dissemination or otherwise making available, alignment, combination, blocking, disposal, deleting, erasure, or destruction;

「当該処理、当該処理する、当該処理された」とは、本契約に関連して、または本契約の結果として個人データに実行される、または実行される可能性のあるあらゆる操作または一式の操作を意味し、自動手段によるか否かを問わず、収集、記録、整理、保管、アクセス、伝送、適合、改変、検索、参照、使用、開示、配布その他の方法による提供、配置、組み合わせ、遮断、処分、消去、削除または破壊を含みますが、これに限定されません。

**“Risk & Compliance Data”** means any and all Personal Data, including Special Categories of Data and Criminal Data, Processed in connection with the supply of the Services;

「リスク&コンプライアンスデータ」とは、特別なカテゴリーのデータおよび犯罪データを含め、当該サービスの提供に関係して当該処理されるあらゆる個人データを意味します。

**“Processor”** in relation to Personal Data, means any person (other than an employee of the Controller) who Processes the Personal Data on behalf of the Controller;

個人データに関する「データ処理者」とは、データ管理者に代わって個人データを処理する（データ管理者の従業員以外の）あらゆる者を意味します。

**“Services”** means the Risk & Compliance services provided under this Agreement;

「当該サービス」とは、本契約に基づいて提供されるリスク&コンプライアンスサービスを意味します。

**“Special Categories of Data”** means Personal Data revealing racial or ethnic origin, political opinions, religious or philosophical beliefs, trade-union membership, genetic data, biometric data for the purpose of uniquely identifying a natural person, and data concerning health, a natural person's sex life or sexual orientation;

「特別なカテゴリーのデータ」とは、人種または民族的出自、政治的意見、宗教または哲学的信条を明らかにする個人データ、労働組合加入状況、遺伝データ、自然人の一意的特定を目的とする生体認証データならびに健康状態、自然人の性生活または性的指向に関するデータを意味します。

**“Subscriber”** means any entity that is a subscriber to Nikkei Risk & Compliance and authorized to access and use Risk & Compliance Data;

「サブスクリーバー」とは、日経リスク&コンプライアンスの顧客で、リスク&コンプライアンスデータへのアクセスおよび利用を許可された法人・団体等を意味します。

**“Subscriber Group”** means Subscriber and its Affiliates from time to time;

「サブスクリーバーグループ」とは、サブスクリーバーおよびその関係者を意味します。

**“Subscriber Request”** means any request made by Subscriber to Dow Jones for Risk & Compliance Data as part of the Services;

「サブスクリーバーリクエスト」とは、当該サービスの一環としてサブスクリーバーがリスク&コンプライアンスデータを求めてダウ・ジョーンズに対して行うあらゆるリクエストを意味します。

**“Subscriber Service Report”** means any Risk & Compliance Data delivered by Dow Jones to Subscriber via the Services; and

「サブスクリーバーサービスレポート」とは、ダウ・ジョーンズからサブスクリーバーに対して当該サービス経由で配信するすべてのリスク&コンプライアンスデータを意味します。また、

**“UK”** means England, Wales, Scotland and Northern Ireland.

「イギリス(UK)」とは、イングランド、ウェールズ、スコットランドおよび北アイルランドを指します。

## 2. Terms

### 条件

**2.1 Data protection responsibilities in relation to Services.** The Processing of Risk & Compliance Data in relation to the Services is subject to Applicable Data Protection Law, including GDPR. In order to be able to provide the Services, Dow Jones operates and maintains the Dow Jones Substantive Database and operates and maintains the infrastructure that enables Subscribers to use the Services for its own purposes, whereby Subscriber determines the scope of the Subscriber Request and the Subscriber Service Report. Section 2.2 sets out Parties' respective responsibilities in relation to these Processing activities.

**当該サービスに関するデータ保護責任** 当該サービスに関するリスク&コンプライアンスデータの当該処理は、GDPRを含め、適用あるデータ保護法に従って行うことを条件とします。ダウ・ジョーンズは当該サービスを提供可能にするため、ダウ・ジョーンズ実体データベースの運用および維持管理、ならびにサブスクリーバーが当該サービスを自身の目的のために利用可能にするインフラの運用および維持管理を行い、それによりサブスクリーバーは、サブスクリーバーリクエストおよびサブスクリーバーサービスレポートの対象範囲を決定します。第2条第2項で、これらの当該処理作業に関係する当事者各自の責任を規定します。

**2.2 Controllership.** Each Party agrees that, with regard to the Processing of Risk & Compliance Data:

**管理者の役割** 各当事者は、リスク&コンプライアンスデータの当該処理について、以下に同意します。

- (i) Dow Jones qualifies as the Controller for the operation and maintenance of the Dow Jones Substantive Database and the infrastructure for enabling Subscriber to file Subscriber Requests;

ダウ・ジョーンズは、ダウ・ジョーンズ実体データベースおよびサブスクライバーがサブスクライバーリクエストを提出可能にするためのインフラの運用および維持管理の管理者として適格であること。

- (ii) Subscriber qualifies as the Controller for the Subscriber Requests and any Processing of Subscriber Service Reports (including onward transfers) after these have been made available to Subscriber; and

サブスクライバーはサブスクライバーリクエストおよびサブスクライバーサービスレポートのあらゆる当該処理（その後の移転を含む）の管理者として適格であること（以上が可能となった後）、ならびに

- (iii) Dow Jones and Subscriber qualify as Joint Controllers for the servicing of Subscriber Service Reports in response to Subscriber Requests.

ダウ・ジョーンズおよびサブスクライバーは、サブスクライバーリクエストに対応するサブスクライバーサービスレポート提供業務の共同管理者として適格であること。

## 2.3 **Compliance.** Dow Jones and Subscriber shall comply with their respective Controller obligations under Applicable Data Protection Law, on the understanding that:

**法令遵守** ダウ・ジョーンズおよびサブスクライバーは以下の了解に基づき、適用あるデータ保護法に基づく各自の、管理者としての義務を遵守するものとします。

- (a) Dow Jones is responsible for:

ダウ・ジョーンズは、以下の責任を負います。

- (i) **Transparency.** Informing Data Subjects on the Processing of Risk & Compliance Data as part of the Dow Jones Substantive Database, if applicable;

**透明性** データ対象者に対して、ダウ・ジョーンズ実体データベースの一環として行うリスク＆コンプライアンスデータの当該処理について通知する責任（該当する場合）、

- (ii) **Compliance.** Compliance of the Dow Jones Substantive Database, including establishing and documenting the legal basis for the Processing of Risk & Compliance Data as part of the Dow Jones Substantive Database;

**法令遵守** ダウ・ジョーンズ実体データベースの一環として行うリスク＆コンプライアンスデータの当該処理の法的根拠を確立して文書化することを含め、ダウ・ジョーンズ実体データベースの法令遵守の責任、

- (iii) **Data Subject Rights.** Responding to access and correction requests of Data Subjects in respect of the Dow Jones Substantive Database. If Dow Jones receives requests of Data Subjects that relate to Processing under Subscriber's responsibility (e.g., regarding the scope of a Service Request), Dow Jones will forward such request to Subscriber;

**データ対象者の権利** ダウ・ジョーンズ実体データベースに関するデータ対象者からのアクセスおよび修正の要求に対応する責任。ダウ・ジョーンズがデータ対象者から、サブスクライバーの責任範囲内の当該処理に関係する要求を受領した場合（例えば、サービスリクエストの対象範囲について）、ダウ・ジョーンズはかかる要求をサブスクライバーに転送します。

- (iv) **Security.** Dow Jones is responsible for the adequate security of the Processing as part of the Dow Jones Substantive Database and the servicing of the Subscriber Requests. Where a Party qualifies as Controller for the Processing of Risk & Compliance Data, that Party shall implement appropriate technical, physical and organizational security measures to protect Risk & Compliance Data against accidental or unlawful destruction or accidental loss, alteration, unauthorized disclosure or access and against all other forms of unlawful Processing (including, but not limited to unnecessary collection or further Processing); and

**安全対策** ダウ・ジョーンズは、ダウ・ジョーンズ実体データベースおよびサブスクライバーリクエストへの対応業務の一環として行う当該処理の安全に、十分な責任を負います。一方当事者がリスク＆コンプライアンスデータの当該処理の管理者として適格である場合、その当事者は適切な技術上、物理的および組織上の安全対策を配備し、リスク＆コンプライアンスデータを偶発的もしくは違法な破壊、または偶発的な損失、改変、無許可による開示もしくはアクセス、その他あらゆる形態の違法な当該処理（不要な収集または当該処理の追加・拡大を含むが、これに限定されない）から保護するものとします。さらに、

- (v) **Transfer.** Dow Jones is responsible for compliance with data transfer requirements of any Processing as part of the Dow Jones Substantive Database and the servicing of the Subscriber Requests. Where Processing of Risk & Compliance Data for which Dow Jones qualifies as Controller involves a cross-border transfer of Risk & Compliance Data governed by Applicable Data Protection Law, Dow Jones shall ensure that adequate measures are put in place before transferring Risk & Compliance Data to a recipient located outside the EEA for which the European Commission has not issued a decision under Applicable Data Protection Laws that the country or region or a category of recipients in such country or region is deemed to provide an "adequate" level of data protection.

**移転** ダウ・ジョーンズは、ダウ・ジョーンズ実体データベースおよびサブスクライバーリクエストへの対応業務の一環として行うあらゆる当該処理のデータ移転要件を遵守する責任を負います。ダウ・ジョーンズが管理者として適格なリスク＆コンプライアンスデータの当該処理に、適用あるデータ保護法の支配を受けるリスク＆コンプライアンスデータの国境越え移転が関与する場合、EEA域外に所在する受領者の国もしくは地域では、またはかかる国もしくは地域でその種の受領者が「十分な」水準のデータ保護を実施すると見なすという、適用あるデータ保護法に基づく決定を欧州委員会が下していない受領者に対しては、リスク＆コンプライアンスデータを移転する前に、ダウ・ジョーンズが十分な対策を配備するよう徹底するものとします。

- (b) Subscriber is responsible for:

サブスクライバーは、以下の責任を負います。

- (i) **Transparency.** Informing Data Subjects to whom the Subscriber Request and Subscriber Service Report relates, if applicable;  
**透明性** サブスクライバリクエストおよびサブスクライバーサービスレポートの関係するデータ対象者に通知する責任（該当する場合）、
- (ii) **Compliance of the relevant Subscriber Request and Subscriber Service Report.** Determining the scope of the Subscriber Request and Subscriber Service Report, including establishing and documenting the legal basis for the Processing of Risk & Compliance Data in respect thereof and any subsequent use (and/or transfer) of the Subscriber Service Report after having received it from Dow Jones;  
**関連するサブスクライバリクエストおよびサブスクライバーサービスレポートの法令遵守** サブスクライバリクエストおよびサブスクライバーサービスレポートの対象範囲について、その関連するリスク&コンプライアンスデータの当該処理の法的根拠の確立および文書化、ならびにダウ・ジョーンズからサブスクライバーサービスレポートを受領後の用途（および／または移転）を含めて決定する責任、
- (iii) **Data subjects rights.** Responding to access and correction requests of Data Subjects in respect of Subscriber Requests and Subscriber Service Report;  
**データ対象者の権利** サブスクライバリクエストおよびサブスクライバーサービスレポートに関するデータ対象者からのアクセスおよび修正の要求に対応する責任、
- (iv) **Security.** Subscriber is responsible for the security of any Processing of the Subscriber Reports after these have been made available to Subscriber. Where a Party qualifies as Controller for the Processing of Risk & Compliance Data, that Party shall implement appropriate technical, physical and organizational security measures to protect Risk & Compliance Data against accidental or unlawful destruction or accidental loss, alteration, unauthorized disclosure or access and against all other forms of unlawful Processing (including, but not limited to unnecessary collection or further Processing); and  
**安全対策** サブスクライバーレポートがサブスクライバーに提供された後は、サブスクライバーレポートのあらゆる当該処理の安全について、サブスクライバーが責任を負います。一方当事者がリスク&コンプライアンスデータの当該処理の管理者として適格である場合、その当事者は適切な技術上、物理的および組織上の安全対策を配備し、リスク&コンプライアンスデータを偶発的もしくは違法な破壊または偶発的な損失、改変、無許可による開示もしくはアクセスその他、あらゆる形態の違法な当該処理（不要な収集または当該処理の追加・拡大を含むが、これに限定されない）から保護するものとします。
- (v) **Transfer.** Subscriber is responsible for compliance with data transfer requirements of any Processing of the Subscriber Reports after these have been made available to Subscriber. Where Processing of Risk & Compliance Data for which the Subscriber qualifies as Controller involves a cross-border transfer of Risk & Compliance Data governed by Applicable Data Protection Law, Subscriber shall ensure that adequate measures are put in place before transferring Risk & Compliance Data to a recipient located outside the EEA for which the European Commission has not issued a decision under Applicable Data Protection Laws that the country or region or a category of recipients in such country or region is deemed to provide an "adequate" level of data protection.  
**移転** サブスクライバーレポートがサブスクライバーに提供された後は、サブスクライバーレポートの当該処理のデータ移転要件への遵守について、サブスクライバーが責任を負います。サブスクライバーが管理者として適格なリスク&コンプライアンスデータの当該処理に、適用あるデータ保護法の支配を受けるリスク&コンプライアンスデータの国境越え移転が関与する場合、EEA域外に所在する受領者の国もしくは地域では、またはかかる国もしくは地域でその種の受領者が「十分な」水準のデータ保護を実施すると見なすという、適用あるデータ保護法に基づく決定を欧州委員会が下していない受領者に対しては、リスク&コンプライアンスデータを移転する前に、サブスクライバーが十分な対策を配備するよう徹底するものとします。

2.4 The Risk & Compliance Data may be used by Subscriber only for the following purposes (“**Purposes**”), and Subscriber shall ensure that the Risk & Compliance Data is not used for any other purpose:

リスク&コンプライアンスデータをサブスクライバーが利用できるのは、以下の目的のみ（以下、「**当該目的**」とする）に限られ、サブスクライバーはリスク&コンプライアンスデータがその他一切の目的に使用されないよう徹底するものとします。

- (a) Performing customer or counterparty due diligence and other screening and risk management activities carried out to comply with legal or regulatory obligations to which Subscriber is subject, in particular “know your customer and counterparty” requirements under anti-money laundering, anti-bribery, corruption and economic sanctions regulation which apply to any member of the Subscriber Group;  
サブスクライバーが従うべき法律上または規制上の要件、とりわけサブスクライバーグループのあらゆるメンバーに適用されるマネーローニング防止、贈収賄防止、汚職防止および経済制裁に関する規制に従い、「自社の顧客および取引先を知る」義務を遵守するために、顧客または取引先のデューディリジェンスその他のスクリーニングおよびリスク管理業務を実施するため
- (b) Performing a statutory role as a Governmental organization;  
行政機関として法定職務を行うため
- (c) Performing law enforcement duties; and  
法執行義務を履行するため、ならびに
- (d) Any establishment, exercise or defense of legal claims relating to the Purposes set out in this Section 2.4.  
本2条4項に規定する当該目的に関連する法的請求の実証、行使または防御のため。

each to the extent permitted under, and subject always to, Applicable Data Protection Law.

各項について、適用あるデータ保護法で認められる範囲内で、常にそれに従って行います。

2.5 **Accuracy of Risk & Compliance Data.** While Dow Jones will use its reasonable efforts to ensure that the Risk & Compliance Data is complete according to the Dow Jones coverage definition, Dow Jones does not warrant that the Services include a complete or accurate archive of every public figure or their associates, company, or news events in each country. Dow Jones does not imply any negative inferences about Data Subjects or entities referred to within the Risk & Compliance Data merely due to their inclusion within the Services.

**リスク&コンプライアンスデータの正確性** ダウ・ジョーンズでは、リスク&コンプライアンスデータがダウ・ジョーンズによる対象範囲の定義に従って完全であるよう合理的な努力をしますが、当該サービスにすべての著名人またはその関係者、会社、各國のニュースイベントの完全または正確なアーカイブが含まれることは保証しません。ダウ・ジョーンズでは、リスク&コンプライアンスデータ内で言及されるデータ対象者または組織について、当該サービス内で取り扱うというだけの理由で否定的な推断を示唆することはありません。

**2.6 Special Categories of Data & Criminal Data.** The Services involve the Processing of Personal Data, which may include Special Categories of Data and Criminal Data. Subscriber acknowledges that depending on the country or countries in which any member of Subscriber Group is established and is using the Services, the laws of such country or countries may apply. Subscriber further acknowledges that in some jurisdictions (in particular some EEA countries and the UK), the legal bases for Processing Special Categories of Data and Criminal Data may be limited to performing due diligence and other screening activities in order to comply with legal or regulatory obligations of Subscriber or its Affiliates in the relevant country only. In those cases, Subscriber shall ensure that the Processing of the Risk & Compliance Data by any member of the Subscriber Group is limited to those purposes as authorized under relevant applicable law only (including Applicable Data Protection Law).

**特別なカテゴリーのデータおよび犯罪データ** 当該サービスに付随する個人データの当該処理では、特別なカテゴリーのデータおよび犯罪データを取り扱うことがあります。サブスクリーバーは、サブスクリーバーグループのいずれかのメンバーが設立され／本拠地として、当該サービスを利用する国によっては、その国の法律が適用される可能性のあることを認めます。さらにサブスクリーバーは、一部の法域（特に一部のEEA域内国およびイギリス）では、特別なカテゴリーのデータおよび犯罪データの当該処理の法的根拠が、関連する国のみにおけるサブスクリーバーまたはその関係者の法律上または規制上の義務への遵守を目的とするデューディリジエンスその他のスクリーニング作業の実施に制限される場合のあることを認めます。その場合サブスクリーバーは、サブスクリーバーグループのいずれかのメンバーによるリスク&コンプライアンスデータの当該処理も、関連のある適用法（適用あるデータ保護法を含む）で許可された目的のみに限定されるよう徹底するものとします。

**2.7 Additional Warranties and indemnities.** Subscriber acknowledges that Dow Jones is not a "consumer reporting agency" and that the Reports do not constitute a "consumer report" or "investigative consumer report" as such terms are defined in the Fair Credit Reporting Act, 15 U.S.C. §1681, et seq. (FCRA), or any applicable state or national fair credit reporting laws. Accordingly, Subscriber represents and warrants that it will not use the Risk & Compliance Data for any permissible purpose under section 604 of the FCRA, 15 U.S.C. paragraph 1681b, or applicable state or national fair credit reporting laws. For example, Subscriber represents and warrants that it will not use the Risk & Compliance Data: (a) in connection with a credit transaction involving the consumer to whom the data relates and involving the extension of credit to, or review or collection of an account of, the consumer; (b) in connection with the underwriting of insurance involving the consumer; or (c) for the purpose of evaluating a consumer for employment, promotion, reassignment or retention as an employee. Notwithstanding anything to the contrary in the Master Agreement: Subscriber shall fully indemnify, defend and hold harmless Dow Jones or its Affiliates for any loss or damage suffered arising out of any breach by Subscriber of the representation and warranty given by Subscriber in this Section 2.7. Each party shall indemnify, defend and hold harmless the other for any loss or damage suffered arising out of any breach of its obligations under this Section 2.

**追加保証と免責** サブスクリーバーは、ダウ・ジョーンズが「消費者レポート代理店」ではないこと、ならびに本件レポートが公正信用報告法（FCRA）（15 U.S.C. § 1681 以下）または適用される一切の公正信用報告関連法もしくは国法に定義される「消費者レポート」または「調査消費者レポート」ではないことを認めます。したがってサブスクリーバーは、リスク&コンプライアンスデータをFCRA法（15 U.S.C. § 1681b）または適用される公正信用報告関連法もしくは国法により許可される一切の目的に使用しないことを表明して保証します。サブスクリーバーは、例えばリスク&コンプライアンスデータを、(a) そのデータが関連する消費者の関与する信用取引に關係して、その消費者への信用期間延長または債権の見直しもしくは回収の関与する場合に、(b) その消費者が関与する保険の引き受けに關係して、または(c) 一消費者を従業員として雇用、昇進、配置転換または慰留のために評価する目的で使用しないことを表明して保証します。本件マスター契約内の矛盾する一切の規定にかかわらず、サブスクリーバーは、ダウ・ジョーンズまたはその関係者を、本2条第7項のサブスクリーバーによる表明および保証への違反により生じて被ったあらゆる損失または損害から完全に免責し、防御して補償するものとします。各当事者は、本2条に基づく自身の義務違反から生じて被ったあらゆる損失または損害から、他方当事者を免責し、防御して補償するものとします。

**2.8 Access by third parties.** Dow Jones will have in place procedures so that any third party it authorizes to have access to Risk & Compliance Data, including Processors, will respect and maintain the confidentiality and security of Risk & Compliance Data. Any person acting under the authority or on behalf of Dow Jones may only Process Risk & Compliance Data on instructions from Dow Jones. This provision does not apply to persons authorized or required by law or regulation to have access to Risk & Compliance Data consistent with Section 2.4.

**第三者によるアクセス** ダウ・ジョーンズは、リスク&コンプライアンスデータにアクセスする許可を与えるすべての第三者（当該処理者を含む）が、リスク&コンプライアンスデータの秘密保持および安全を尊重して維持するよう手続きを配備します。ダウ・ジョーンズの権限により、もしくは代理として行動するすべての者は、ダウ・ジョーンズからの指示に従ってのみ、リスク&コンプライアンスデータの当該処理を行うことができます。本規定は、第2条第4項に一致する形で、法律または規制による権限または義務により、リスク&コンプライアンスデータへのアクセスを認められる者には適用されません。

**2.9 Inspection or audits by public authorities.** The Parties shall submit their relevant Processing systems, facilities and supporting documentation to an inspection or audit relating to the Processing by a competent public authority if this is necessary to comply with a legal obligation. In the event of any inspection or audit, each Party shall provide all reasonable assistance to the other Party in responding to that inspection or audit. If a competent public authority deems the Processing in relation to the Agreement unlawful, the Parties shall take immediate action to ensure future compliance with Applicable Data Protection Law.

**公共当局による検査または監査** 両当事者は、法的義務の遵守に必要な場合に、関連する当該処理システム、設備および関係文書を権限ある当局の実施する当該処理に関連する検査または監査に提供します。検査または監査が行われる場合、各当事者はその検査または監査に応じる他方当事者に対してすべての合理的な助力をするものとします。権限ある公共当局により、本契約に關係する当該処理が違法と見なされた場合、両当事者は直ちに対策を講じ、適用あるデータ保護法へのその後の遵守を徹底するものとします。

**2.10 Notification of non-compliance and right to suspend or terminate.** Each Party shall promptly notify the other Party: (a) if it cannot for any reason comply with its obligations under this Section 2; or (b) becomes aware of any circumstance or change in Applicable Data Protection Law that is likely to have a substantial adverse effect on such Party's ability to meet its obligations under this Section 2. Without prejudice to the termination provisions in the service agreement of Nikkei Risk & Compliance, each Party is entitled to temporarily suspend the Processing in whole or in part if such Party is unable to meet its obligations under this Section 2, until such time that the non-compliance is remedied. To the extent such remedy is not available, such Party is entitled to terminate the relevant part of the Processing with immediate effect.

**不遵守の通知および中断または終止する権利** 以下の場合、各当事者は他方当事者に対して速やかに通知するものとします。(a) 何らかの理由で、本 2 条に基づく義務を遵守できない場合、または (b) その当事者の本 2 条に基づく義務の充足能力に実質的な有害な影響を生じる可能性の高い、何らかの状況もしくは適用あるデータ保護法の変更を認識した場合。日経リスク＆コンプライアンスのサービス利用契約の終了条項の規定を損なうことなく、一方当事者が本 2 条に基づく義務を充足できない場合、その不遵守が是正されるまで、各当事者には当該処理の全部または一部を一時的に中断する権利があります。その是正が実現できない限りにおいて、かかる当事者には、当該処理の関連部分を即時発効により終止する権利があります。

**2.11 Notice of disclosures.** Each Party shall provide timely notice to the other Party if: (a) it receives an inquiry, a subpoena or a request for inspection or audit from a competent public authority relating to the Processing; or (b) it intends to disclose a Subscriber Service Report to any competent public authority, to the extent legally possible.

**開示通知** 以下の場合、各当事者から他方当事者に適時に通知するものとします。(a) 権限ある公共当局から当該処理に関係する問い合わせ、検査もしくは監査の命令もしくは要請を受けた場合、または (b) 法的に可能な範囲内で、サブスクリバーサービスレポートを権限あるいは誰かの公共当局に開示することを意図する場合。

**2.12 Security Breach.** Dow Jones shall provide timely notice to Subscriber if it confirmed that a Data Security Breach has occurred in respect of a Subscriber Request and shall take adequate remedial measures as soon as possible as required by applicable law. Subscriber shall provide timely notice to Dow Jones if it detects or becomes aware that a Data Security Breach has occurred in respect of the Processing of Risk & Compliance Data and shall take adequate remedial measures as soon as possible.

**セキュリティ侵害** ダウ・ジョーンズがサブスクリバーエクエストに関連するデータのセキュリティ侵害の発生を確認した場合は、サブスクリバーエクエストに適時に通知するものとし、適用法で義務付けられる十分な是正措置を可能な限り速やかに講じるものとします。サブスクリバーエクエストがリスク＆コンプライアンスデータの当該処理に関連するデータのセキュリティ侵害の発生を検知または認識した場合は、ダウ・ジョーンズに適時に通知するものとし、十分な是正措置を可能な限り速やかに講じるものとします。

**2.13 Data Deletion.** Upon Subscriber's written request, or upon termination of the Agreement (if earlier), Dow Jones shall securely delete Subscriber Service Reports, except to the extent this Agreement or Applicable Data Protection Law provides otherwise. Subscriber may require Dow Jones to promptly confirm and warrant that Dow Jones has complied with its obligations under this Section 2. On termination or expiration of this Order Form, the Subscriber's rights to use the relevant Services shall cease and the Subscriber shall as soon as practicable purge all Risk & Compliance Data stored on any server within Subscriber's control, subject to any legal or regulatory requirements imposed on the Subscriber and/or its Affiliates to retain copies of certain elements of the Risk & Compliance Data necessary, as determined by the Subscriber, for strictly limited archival, regulatory and/or compliance purposes (all on an otherwise passive, non-use basis), provided such Risk & Compliance Data is stored by reference to the Data Subject and not the Dow Jones Substantive Database generally.

**データの削除** サブスクリバーエクエストの書面による要求に応じて、または本契約の終了後直ちに（より早期の場合）、ダウ・ジョーンズはサブスクリバーサービスレポートを安全に消去します。ただし、本契約または適用あるデータ保護法に別段の規定がある場合を除きます。サブスクリバーエクエストは、ダウ・ジョーンズが本 2 条に基づく義務を遵守したことを速やかに確認して保証するよう、ダウ・ジョーンズに要求することができます。本オーダーフォームの終了または満了により、関連する当該サービスを利用するサブスクリバーエクエストの権利は消滅するものとし、サブスクリバーエクエストは、サブスクリバーエクエストおよび/またはその関係者に課される法的または規制上の要件があればそれに従い、サブスクリバーエクエストの判断により、アーカイブ、規制および/または遵守の目的に（それ以外はすべて受動・不使用を原則として）厳密に限定して必要な一定要素のリスク＆コンプライアンスデータの複製を保持することを条件として、実行可能な限り速やかに、サブスクリバーエクエストの支配の範囲内にあるあらゆるサーバーに保存されたすべてのリスク＆コンプライアンスデータを除去するものとします。ただし、かかるリスク＆コンプライアンスデータは、ダウ・ジョーンズ実体データベース全般ではなく、データ対象者を参照して保管することを条件とします。